

# 労働かながわ

2024 12・1・2月号  
No.743

## 神奈川県最低賃金の改定のお知らせ

最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
<b>1,162 円（前年比 +50 円）</b>	<b>令和 6 年 10 月 1 日</b>

令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は時間額 **1,162 円**（50 円引上げ）となりました。

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。

なお、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。

詳しくは **神奈川働き方改革推進支援センター**

電話：0120-910-090 受付時間：平日9:00～17:00

または **業務改善助成金コールセンター**

電話：0120-366-440 受付時間：平日8:30～17:15

にお尋ねください。

### ○神奈川労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saiteichingin\\_chin\\_ginseido/saichin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin_chin_ginseido/saichin.html)

### 問合せ先

神奈川県労働局労働基準部賃金室（☎045-211-7354）

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ（☎045-210-5739）



神奈川県 最低賃金 **検索**

### 主な内容

- 神奈川県最低賃金の改定のお知らせ ..... P.1
- 令和6年度外国人雇用管理セミナー ..... P.2
- 中期労働講座の受講生を募集します! ..... P.2
- 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内 ..... P.2
- スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内 ..... P.3
- 出前労働講座 ..... P.3
- 12月は職場のハラスメント相談強化月間 ..... P.4

# 令和6年度 外国人雇用管理セミナー

令和6年12月12日(木) 13時30分から15時30分(予定) オンライン開催(Zoomウェビナー使用)

外国人を雇用する、また雇用を検討している事業者様に対して外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件の確保を目的としたセミナーを開催いたします。

## セミナープログラム

- ◆在留管理制度と不法就労の防止について (講師：東京出入国在留管理局横浜支局)
- ◆特定技能制度について (講師：東京出入国在留管理局横浜支局)
- ◆外国人従業員とのコミュニケーションのコツ (講師：一般財団法人日本国際協力センター)
- ◆外国人労働者の雇用支援について (講師：神奈川県雇用労政課)
- ◆外国人労働者の雇用状況について (講師：神奈川労働局職業対策課)
- ◆助成金のご案内 (講師：神奈川労働局職業対策課)

## お申込みの方法

神奈川労働局のホームページよりお申込みください。  
定員に上限があり、定員に達した時点で締切とさせていただきます。  
開催日(12月12日(木))に参加が難しい場合でも、後日動画視聴により受講いただけます。右記QRコードからお申込みください。



◎問合せ先：神奈川労働局職業対策課雇用指導係 ☎ 045-650-2801

## 中期労働講座の受講生を募集します！

働く人にも雇う人にも必須となる、採用から退職までに関わる労働法の基礎知識を短期間でコンパクトに学べる講座です。最新労働法等の改正事項や実務対応のポイントについても併せて解説します。企業の人事労務担当者や労働組合員のための研修としてもお勧めします。

日	程	2025年2月6日(木)から3月12日(水)まで(全8回)
時	間	各回とも15:00～17:00
会	場	アミューあつぎ7階ミュージックルーム1(小田急線本厚木駅東口下車 徒歩5分)
内	容	労働契約の開始と展開、賃金・労働時間、労働契約の終了、非正規雇用に関するルール、職場のハラスメント対策、労働保険・社会保険の基礎知識
対象・定員		人事労務担当者、労働者、内容に関心のある方など、どなたでも・60名(先着順)
受講料		5,610円(全8回分・消費税込)
修了証		全8回中6回以上受講の方には知事名の修了証を授与
詳細、申込み		<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/</a>
問合せ先		かながわ労働センター 県央支所 ☎ 046-296-7311

## 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内

1年以内に精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が働きやすい職場環境を整えている県内の法人へ、補助を行っています。

### ■職場指導員とは

障がい者の仕事の指導をしたり相談を受けたりする担当者(職場の上司や同僚など)のことです。特別な資格は必要ありませんが、障がい特性を理解した上で、業務の選定や作業環境の整備、職場の人間関係への相談対応などの役割を担います。

### ■補助の内容

- 補助期間：3年間
- 補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円
- ※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します。

### ▼その他申請方法など、詳細はこちら

補助要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご確認いただくか、神奈川県雇用労政課までご連絡ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>

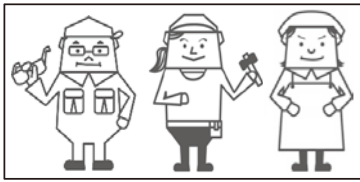
### ●問合せ先

神奈川県 産業労働局 労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ  
☎ 045-210-5871 ファクシミリ 045-210-8873



# スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

## メニュー型スキルアップセミナー（応募締切日が令和6年12月以降の講座例）

No.	講座名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校（申込先）
0141	CAE活用講座	10	1/30、2/6	1/6	6,200円	産業技術短期大学校
0721	建築3次元CAD(BIM)活用技術(各種リスト編)	5	2/2、9	1/6	2,000円	西部総合職業技術校
0113	フライス盤作業(中級)	10	2/27、28	1/23	2,000円	東部総合職業技術校

上記以外にも、様々な講座を実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

講座の申込み先や、内容に関するお問合せは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 …… ☎ 045-363-1233  
 西部総合職業技術校 …… ☎ 0463-80-3004  
 東部総合職業技術校 …… ☎ 045-504-3101



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川  検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課  
 職業能力開発グループ ☎ 045-210-5715

中小企業のリスクリングに関する相談も受け付けています。 かながわ中小企業リスクリング相談窓口 … ☎ 045-285-0727

かながわ労働センター職員を講師として、無料で派遣しています。

# 出前労働講座



会社の人事労務担当者

会社の義務になったパワハラ対策について、教えて欲しい

最近の労働法改正内容について、講座をして欲しい



事業主・会社の管理職など



高校生・専門学校生  
 大学生など

アルバイトや就職するとき、知っておいた方がいい労働法は？

労働組合の役員向けに、労働法の基礎講座をして欲しい



労働組合員・労働組合役員など

かながわ労働センターでは、職員が出向いて、労働問題に関するご希望の内容について説明しています(出前労働講座)。日程や内容についてはご要望に応じて調整しますので、まずはご相談ください。

問合せ先  
 かながわ労働センター本所 ☎ 045-633-6110 (代)  
 川崎支所 ☎ 044-833-3141  
 県央支所 ☎ 046-296-7311  
 湘南支所 ☎ 0463-22-2711 (代)

かながわ労働センターの労働講座▶



12月は

# 職場のハラスメント相談強化月間

## 職場のハラスメントで、悩んでいませんか？

かながわ労働センターでは、働いている人、雇っている人からのハラスメントに関する相談に応じています。

12月は「職場のハラスメント相談強化月間」として、弁護士による特別労働相談会、街頭労働相談、セミナーや講演会を開催します。

### 弁護士による特別労働相談会（予約制・相談無料・秘密厳守）

日 程	相談時間	会 場	予 約	
12月	2日(月)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 湘南支所	湘南支所
	3日(火)	14:00 ~ 17:00	イオンモール大和 (街頭労働相談と併せて実施)	県央支所
	10日(火)	16:30 ~ 19:30	かながわ労働センター本 所	本 所
	12日(木)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター 川崎支所	川崎支所
	22日(日)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター本 所	本 所

※予約は、平日の8:30~12:00、13:00~17:15にお願いします。

予約受付時に職員が相談概要をお伺いします。

会場が労働センターの場合は、電話での相談にも応じます。

※上記以外にも相談できる日があります。詳細はお問合せください。

### 街頭労働相談（相談無料・秘密厳守）

- ◆ショッピングセンター等で労働相談を行います。

かながわ労働センターの街頭労働相談 ▶



### セミナー・講演会（受講料無料）

- ◆職場のハラスメントやその他労働問題に関する課題等をテーマに各地で開催します。

かながわ労働センターの労働講座 ▶



### 予約・問合せは、かながわ労働センターへ

本 所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-633-6110(代)

川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎ 044-833-3141

県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311

湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)



かながわ労働センター▲  
の労働相談

# 労働委員会の動き

(令和6年7月・8月・9月)

## 調整事件関係

新規申請(あっせん)は3件(4件)でした。

終結(あっせん)は1件(2件)で、終結事由別にみると、解決が1件(1件)でした。

## 不当労働行為事件関係

新規申立ては3件(10件)でした。

終結は5件(18件)で、終結事由別にみると、命令・決定が2件(6件)、和解・取下げが3件(12件)でした。

※括弧内は、令和6年の累計件数です。

※命令の概要は、<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/an8/roui/meirei/index.html> をご覧ください。

## かながわ労働情勢 7 8 9 10月

### ○主要労働団体の機関開催

#### ■連合神奈川

【第426回五役会、第399回執行委員会】

7月23日、第426回五役会、第399回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第36回年次大会「活動計画」の策定について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 2025年4月任命労働審判員の選出対応について
- 5 連合神奈川2025地域ミニマム運動の実施について
- 6 連合神奈川青年委員会 今後の活動について

【第427回五役会、第400回執行委員会】

8月27日、第427回五役会、第400回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 役員の変更について
- 2 職員の採用について
- 3 連合神奈川第36回年次大会の開催について(大会招集、各種委員、代議員数)
- 4 政治活動の取り組みについて

5 女性委員会 今後の活動について(グローバル未来会議)

【第428回五役会、第401回執行委員会】

9月25日、第428回五役会、第401回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 2025年度活動計画(案)について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 組織拡大実績の報告要請について
- 5 第7回政労使三者フォーラムの開催について
- 6 第38回北方領土返還要求運動 神奈川県民大会の開催について
- 7 青年委員会今後の活動について
- 8 第4次ジェンダー平等推進計画 パート2(案)について

#### ■神奈川労連

【第11回幹事会】

7月31日、第11回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 神奈川労連定期大会の運営について
- 2 組織拡大交流会の討論テーマ
- 3 最低賃金引き上げを求める行動
- 4 袴田さんに自由を! 神奈川アクションへの支援

#### 【第12回幹事会】

9月7日、第12回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 大会宣言案、特別決議案について
- 2 役員選挙の状況と幹事会の推薦
- 3 幹事会の運営方法の改善
- 4 総選挙のとりくみ方針

#### 【第40回定期大会】

9月14日にながわ労働プラザ・多目的室にて、第40回定期大会を開催した。

#### ●運動方針の要旨

- 1 「対話」と「学びあい」で組織を強く大きく
- 2 生活改善できる大幅賃上げをめざす
- 3 安全に安心して平等に働ける職場をつくる
- 4 人権が尊重され、自分らしく生き働ける公共と政治の実現

#### 【第1回幹事会】

10月5日、第1回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 神奈川労連役員の任務分担
- 2 秋の組織拡大月間のとりくみ
- 3 春闘要求交流・意思統一会議の運営方法
- 4 全自治体アンケート・要請行動

## 図書紹介



### 就活前に知っておきたいサクッとわかる労働法

笠置 裕亮・有野 優太

日本法令

労働者側の弁護士として活躍している著者が、高校生から法学を専攻していない大学生に向けて、労働法の重要な部分についてわかりやすく解説します。労働トラブルに巻き込まれないように、そして巻き込まれたときの対処など、わかりやすく解説します。日頃のアルバイトや就職活動、また就職した後で困ったことなど、自分自身が置かれている状況を理解し、何をすればよいのかを考えていきます。



### 労働法はフリーランスを守るか

これからの雇用社会を考える

橋本 陽子

ちくま新書

フリーランス労働者が安心して働ける環境を整備する通称「フリーランス新法」が2024年11月から施行される。しかし、個人事業主である彼らは労働法の保護を受けず、最低限の保証もない。近年、オンラインを介して短時間の就労をする、プラットフォームまたはギグワーカーも増えているが、彼らは個人事業主といえるのか? フリーランスの「労働者性」について、この分野を研究してきた著者が論考する。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 職種限定合意の成否と異職種への配転命令の効力

滋賀県社会福祉協議会事件(最2小判令6・4・26労働判例1308号5頁)

### 事実の概要

公の施設である滋賀県立長寿社会福祉センター(以下、「本件事業場」)の一部である福祉用具センターにおいては、福祉用具の展示・普及、利用者からの相談に基づく用具の改造・製作ならびに技術開発等の業務を行うものとされ、平成15年3月までは財団法人レイカディア振興財団(以下、「レイカディア」)が、同年4月以降はレイカディアの権利義務を承継したY(滋賀県社会福祉協議会。1審被告、2審被控訴人兼控訴人、上告人)が、指定管理者等として上記業務を行っていました。

X(1審原告、2審控訴人兼被控訴人、上告人)は、一級技能士(機械保全、プラント配管)、職業訓練指導員、中学校教諭二種技術、社会福祉主事任用資格、ガス溶接作業主任者、フォークリフト他の資格・免許を有し、平成13年3月、本件福祉用具センターの所長から、溶接ができる機械技術者を募集していると声をかけられて、レイカディアに、福祉用具センターにおける上記の改造及び製作並びに技術の開発(本件業務)に係る技術職として雇用されました。その後、平成15年4月、レイカディアの権利義務を承継したYがXの労働契約上の使用者となりました。18年4月以降、本件福祉用具センターの運営は指定管理者制度に移行し、Yが指定管理者としての指定を受け続けてきました。Xは、13年4月から31年3月末までの計18年間、本件福祉用具センターの技術者(主任技師)として勤務しました。平成21年時点では、本件福祉用具センターには3名の技術者が勤務していたものの、29年度には嘱託職員の技術者が退職し、その補充がなかったことから、1名(X)のみとなりました。Yは、Xに対し、その同意を得ることなく、平成31年4月1日付けでの総務課施設管理担当への配置転換を命じました。

本件は、Xが、Yから、職種及び業務内容の変更を伴う配置転換命令を受けたため、同命令はXとYとの間でされたXの職種等を限定する旨の合意(本件合意)に反するなどとして、Yに対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求等を行った事案です。

1審(京都地判令4.4.27労働判例1308号20頁)及び控訴審(大阪高判令4.11.24労働判例1308号16頁)は、XY間においては、Xを福祉用具の改造・製作・技術開発を行う技術職として就労させるという黙示の職種限定合意があったとしつつも、本件福祉用具センターでの福祉用具の改造・製作をやめたことに伴って、Xの解雇を回避するために、欠員が生じた総務課の施設管理担当にXを配転することは、業務上の必要性があるというべきであって、それが甘受すべき程度を著しく越える不利益をXにもたらすものではないとして、本件配転命令は配置転換命令権の濫用に当たらず、違法・無効ということとはできないとしてXの請求を棄却したため、Xが上告しました。

**判旨**(破棄差戻)

労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その個別的同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと解される。上記事実関係等によれば、XとYとの間には、Xの職種及び業務内容を本件業務に係る技術職に限定する旨の本件合意があったというのであるから、Yは、Xに対し、その同意を得ることなく総務課施設管理担当への配置転換を命ずる権限をそもそも有していなかったものというほかない。

そうすると、YがXに対してその同意を得ることなくした本件配転命令につき、Yが本件配転命令をする権限を有していたことを前提として、その濫用に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(中略)そして、本件配転命令について不法行為を構成すると認めるに足りる事情の有無や、YがXの配置転換に関しXに対して負う雇用契約上の債務の内容及びその不履行の有無等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

### 解説

本件の原審・控訴審判決は、職種限定合意はあったが、異動はXの解雇回避や異動先の欠員を埋めるもので業務上の必要性があったとし、配転命令を有効としました。しかし、最高裁では、XY間では、Xの職種や業務内容を特定のものに限定する旨の黙示の合意があったことから、そもそもYは、Xの同意を得ることなく総務課施設管理担当へ配転を命ずる権限を有していなかったとして、Yが配転命令権を有していたことを前提として原審が本件配置転換を人事権濫用に当たらないと判断したことには、明らかな法令の違反があるとし、原審に差し戻しています。

職種変更を伴う配転に関するリーディングケースである日産自動車村山工場事件(最高裁第一小法廷平成元・12・7労働判例554号6頁)は、上告人と被上告人との間において、機械工以外の職種には一切就かせないという趣旨の職種限定の合意が明示又は黙示に成立したものとまでは認めることができず、上告人らについても、業務運営上必要がある場合には、その必要に応じ、個別的同意なしに職種の変更等を命令する権限が被上告人に留保されていたとみるべきであるとして、組立工への配転命令は労働力配置の効率化及び企業運営の円滑化等の見地からやむを得ない措置であったことから有効と判断してきました。以降、職種・職務内容限定合意については、「他の職種には一切就かせない」という職種限定合意が明示又は黙示に成立していなければ、就業規則の規定等に基づく職種変更を伴う異動命令を有効と解する例が多かったところですが、職種限定の黙示の合意の成立を認めたところに本件の特徴があります。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 私は、大手スーパーでパートタイマーとして働いています。現在、社会保険は夫の被扶養者となっていますが、このたび時給が1,162円になったため、月額賃金が88,000円を超えることになりました。

今後、私自身が社会保険の被保険者になるのでしょうか。契約の労働時間は、週19.5時間です。また、このところ、店長から、退職した同僚のパート従業員の分もシフトに入ってほしいと頼まれ、週20時間を超えて働くことが多くなりました。このような状態が続いた場合はどうなるのでしょうか。



**A** すべての法人事業所と、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所（サービス業等の一定の業種を除く）で働く労働者は、原則として社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者となります。短時間労働者（いわゆるパートタイマー）については、就業規則や雇用契約書等で定められた「1週間の所定労働時間」及び「1か月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上という要件を満たす場合は、社会保険の被保険者となります。

上記要件を満たさない場合であっても、次の①から⑤までのすべての要件を満たす場合は、社会保険の被保険者となります。

- ① 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業（特定適用事業所※1）に勤めていること。
- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③ 決まった賃金の月額が88,000円以上であること（最低賃金法で最低賃金に算入しない賃金（通勤手当や家族手当など）等は算入しない）。
- ④ 雇用期間が2か月を超えて見込まれること。
- ⑤ 学生（休学中や夜間学生を除く）でないこと。

はじめの質問についてですが、労働契約に基づき、原則、週の所定労働時間は20時間未満ですので、賃金月額が88,000円を超えても被保険者に該当しません。

次に、シフトが増えることがある場合についてですが、日本年金機構ホームページに掲載のQ&A（※2）によると、「実際の労働時間が連続する2か月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3か月目の初日に被保険者の資格を取得する。」とあります。

契約内容にかかわらず、週の労働時間が20時間以上である月が2か月以上続くのであれば、被保険者となる可能性があります。社会保険の加入メリットなども考えながら、今後の労働時間と社会保険について使用者と話し合ってみましょう。

※1 特定適用事業所とは、1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数が51人以上となることが見込まれる企業等のこと（令和6年10月1日から51人以上に改正）。

※2 日本年金機構Q&A問34

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.files/QA0610.pdf>

<参照> 厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>）

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

\* オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談 **検索**

毎月第3土曜日は

# 相談会の日

開催時間 10:00-17:00

休日に  
ゆっくり  
ご相談  
できます!



ろうきんイメージモデル 高梨 臨

住宅ローン  
のこと

教育ローン  
のこと

車のローン  
のこと

資産運用  
のこと



ご予約は  
こちら

※一部非開催の店舗がございます。※店舗によっては、相談会の開催時間が異なります。

各種ローンについてお気軽にお問い合わせください!

**R** ローンセンターなら  
土日でもローン相談OK!  
お近くの〈中央ろうきん〉ローンセンター  
をWebでチェック!  
中央ろうきん 検索

**24h** Web仮審査申込  
24時間OK!  
右記の  
二次元コードから  
簡単にお申込み!

■お問い合わせ先  
〈中央ろうきん〉お客様相談デスク  
(平日9時~18時) Tel. 0120-86-6956

2024年10月1日現在

## マイカー共済

自動車総合補償共済

# 幅広い世代に 選ばれる3つのポイント!

広告

こくみん共済 NEWS  
1424A004

### ① 手頃な掛金

安全運転の方なら /  
無事故割引等級は  
最大22等級64%割引  
掛金の負担が少なくなります!

車を2台以上お持ちの場合 /  
掛金が割引に!

- 複数契約割引
  - 3%割引**
  - セカンドカー割引
- すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は6等級ではなく、7等級を適用します。

### ② 補償が充実

マイカー共済ロードサービス /  
全国74カ所  
約800名のスタッフが  
24時間365日  
事故対応!



故障などの車のトラブルにも対応

指定整備工場 /  
全国に約1,200カ所の  
ネットワークだから、  
お出かけ先でも  
安心です!

指定整備工場は  
この看板が目印▶



### ③ 対応が丁寧

- 補償の疑問にわかりやすく答えてくれて、とても安心でした!
- 相手の過失割合について困っていましたが、担当者が職場まで来て細かく話を聞いてくれたので、納得できる形で解決できました。
- 相手方へ謝罪をする際、担当者に同行していただき、とても心強かったです。
- 相手のけがの状況等、気がかりなことも教えていただき、安心してお任せできました。(お寄せいただいたお声より抜粋)



お見積もりは  
こちらから



たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

※全国労務共済生活協同組合連合会 coop  
神奈川推進本部(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ホームページからもお問い合わせいただけます <https://www.zenrosai.coop/> こくみん共済 coop 検索

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のたびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 労働かながわ

令和6年12月2日発行 第743号  
発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課  
〒231-8588 (住所不要)  
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)  
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。  
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。